

# 新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針（案）

令和2年5月15日制定

新型コロナウイルス感染症広島県対策本部

本県は、令和2年5月14日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）第32条に基づく緊急事態宣言の解除を受け、4月18日に制定した緊急事態措置を5月15日に解除するとともに、新たな対処方針を制定し、これに基づいて引き続き感染拡大防止を図る。

## 1 基本的な考え方

○ 県の専門員会議において、

「広島県における感染者数は、現時点で延べ165人となっている。

疫学的状況として

- ・新規の感染者が11日連続で確認されていない。
- ・感染経路が不明な感染者が感染者に占める割合は約15%と低い。
- ・患者クラスターについて、全体像が把握できている状態である。

医療状況として

- ・感染者入院病床の空床率が約91%と余裕がある。
- ・軽症者向け療養施設が確保されており、空床率も約92%である。
- ・直近一週間の検査件数が1日平均88件と検査能力の50%以下である。
- ・PCR検査体制や医療機器の拡充整備が図られてきている。

といった状況にあり、今後、新たに感染者が発生した場合でも、直ちに医療状況等がひっ迫する恐れは少ないと考えられるが、県民及び事業者に対する制限を一度に緩和することは再度感染の拡大を招くおそれがある。

ゴールデンウィークの影響については、連休終了後、2週間を目途に評価を行う必要があることから、評価を行うまでは、本県の現状はレベル2（※）」との意見であった。

（※別紙「感染拡大防止に向けたフェーズ毎の主な対応」参照）

○ また、国の基本的対処方針において、「緊急事態措置の対象とならない都道府県においては、緊急事態措置を実施すべき区域が一部残っていること等を踏まえ、自粛要請等の緩和及び解除について、慎重に対応するもの」とし、「地域の感染状況や医療提供体制の確保状況等を踏まえながら、段階的に社会経済の活動レベルを上げていく。その際、感染状況は地域によって異なることから、各都道府県知事が適切に判断する必要がある」とされている。

○ これらのことを踏まえ、レベル2として、県民や事業者の皆様、人と人との接触機会の削減の協力を要請するとともに、積極的疫学調査による感染者の早期発見に取り組む。

○ なお、疫学的状況又は医療状況が悪化した場合は制限を再度強化し、まん延防止に取り組む。

- こうした制限の緩和・強化にあたっては、新規感染者数、倍加時間、感染経路不明感染者数の割合、PCR検査体制、医療機関での患者受入状況、軽症者等宿泊療養施設の確保状況等について、専門家の意見や国の緊急事態措置の考え方も踏まえ判断し、別紙「感染拡大防止に向けたフェーズ毎の主な対応」によるレベルごとの対策を実施する。  
また、事業者に対しては、感染期を踏まえたBCPの見直しなど、再度の感染拡大期に備えた対応を促す。
- 今後、ゴールデンウィーク期間中の影響を注視していく上で、国が基本的対処方針で緊急事態措置の解除の判断の目安として示した直近1週間の10万人当たりの累積報告数が0.5人以下であること等を満たしている場合には、専門家の意見を踏まえ、総合的に判断し、レベル1に移行する。この場合において、外出の自粛や施設の使用制限等は、基本的に解除されることになるが、感染拡大を予防する新しい生活様式に取り組むことが前提となる。
- さらに、国において新たな対処方針等が示された場合は、必要に応じて見直しを行うこととする。

## 2 施設の使用制限及び催物の開催の停止の協力要請（休業への協力要請）

### （法第24条第9項）

(1) 別紙に掲げる区分の業種については、使用制限の協力要請を解除することとし、各事業者においては、施設の使用再開にあたり、県民が安心して利用できるよう、業界団体や県が策定した感染防止対策に基づいて対策（三つの密や濃厚接触、県外来訪者の回避など）を徹底するよう要請する。

(2) 次に掲げる区分の業種について、休業への協力を要請する。

期間は、令和2年5月15日から令和2年5月31日までとする。

区分	対象施設
運動、遊技施設	スポーツクラブなどの運動施設
遊興施設等	キャバレー、ナイトクラブ、スナック、バー、ダーツバー、パブ等 カラオケボックス・カラオケ喫茶、ライブハウス 風俗等に関する営業

(3) 食事提供施設については、営業時間短縮を解除（通常営業）するが、酒類の提供時間は夜10時までの協力を要請する。

なお、感染拡大防止のため、従業員については、マスクと目の防護具（フェイスガード等）の装着や消毒を実施すること、また、間仕切りを活用すること、真正面の席を避けること、座席の間隔をあけること（1m、できれば2m）や、個室など定員が決まっているスペースについて定員人数の半分の利用とすることなどについて、積極的に取り組まれない。

(4) 学校施設については、令和2年5月31日までの休業を基本とする。

(5) イベントの開催については、

- ・屋内であれば100人以下、かつ収容定員の半分以下の参加人数にすること
- ・屋外であれば200人以下、かつ人と人との距離を十分に確保できること（できるだけ2m）

を目安としつつ、次のような感染防止対策を講じた上で、開催停止要請を解除する。

- ① 三つの密の発生が原則想定されないこと。
- ② 入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用等、適切な感染防止対策が講じられること。
- ③ イベントの前後や休憩時間等の交流を極力控えること。
- ④ 密閉された空間で、大声での発声、歌唱や声援又は近接した距離での会話等が原則想定されないこと。

また、全国的大規模な催物等の開催については、リスクアセスメントの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を求める。

なお、イベント参加者の名簿作成による連絡先等の把握や、導入が検討されているスマホの接触確認アプリの活用などに留意すること。

### 3 県民に対する要請（法第24条第9項）

県民に対して、以下の事項の遵守を要請する。

期間は、令和2年5月15日から令和2年5月31日までとする。

(1) 週末については、不要不急の外出をしないこと。

(2) 外出する場合には、「3つの密」を徹底的に避けるとともに、体調管理、手洗い・咳エチケット、人と人との距離確保等の基本的な感染対策を実施すること。

(3) 屋内外を問わず、家族以外との大人数での会食や、密集状態等が発生する恐れのあるイベント等に参加しないこと。

(4) 夜間の繁華街の接客を伴う飲食店を利用しないこと。

(5) 緊急事態宣言が発令されている都道府県への人の移動は厳に避けること。また、その他の都道府県についても、不要不急の移動は避けること。

(6) 在宅勤務、時差出勤、自家用車・自転車・徒歩通勤などにより、通勤時の人との接触を減らすこと。

(7) 感染者・医療福祉関係者やその家族などを誹謗・中傷・差別しないこと。

#### 4 事業者に対する要請（法第24条第9項）

事業者に対して、以下の事項の遵守を要請する。

期間は、令和2年5月15日から令和2年5月31日までとする。

- (1) 「広島県新型コロナウイルス感染症に対する安全職場対策シート」を活用して、「3つの密」の回避、発熱者等の事業所等への入場防止（検温・体調確認を行い、体調不良の従業員の出勤停止など）や、飛沫感染（従業員のマスク着用、手指の消毒、こまめな手洗いなど）、接触感染防止のための対策（店舗・事業所内の定期的な消毒など）、人々との距離確保等、各事業所の実情に合わせた感染防止策を自発的に講じること。
- (2) 屋内外を問わず、大勢の者が参加し、密集状態等が発生する恐れのあるイベント等の開催を自粛すること。ただし、2（5）に掲げるイベントについては、感染防止対策を講じた上で、開催停止要請を解除する。
- (3) 休業を行わない事業所等においては、不急な会議や出張を中止し、Web会議、テレワークの活用などにより、出勤者数を5割削減することを目指す。また、出勤した場合にも、座席間の距離をとることや、従業員の執務オフィスの分散などを促す。
- (4) 事業所等に出勤する従業員に対しては、時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤を促す。
- (5) 緊急事態宣言が発令されている都道府県への不急の出張や人の往来は、感染防止の観点から厳に避けること。また、その他の都道府県についても、不急の移動は避けること。